

令和6年5月20日

保護者各位

うるま市 保育こども園課
課長 山根 晃
(公 印 省 略)

令和6年度 現況確認届について

日頃よりうるま市の保育行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、保育施設の利用要件である「保育の必要性」を定期的に確認する必要があるため、ご家庭の状況を確認する資料として、次のとおり必要書類のご提出をお願い致します。

1 提出書類

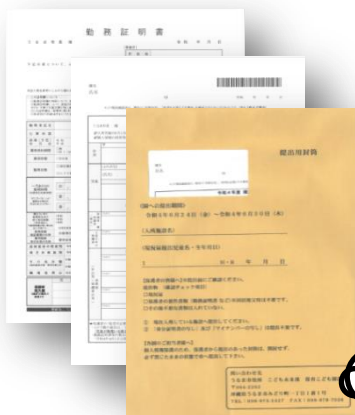
- ① 令和6年度現況確認届・・・保育施設利用児童1人につき1枚
- ② 保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類（裏面参照）

※ふたり親の場合は、父の書類1部と母の書類1部が必要です。

※児童が複数いる場合は、下の子に原本を添付してください。上の子には原本やコピーの添付は不要です。

2 提出先 児童が通っている保育施設

3 提出期間 令和6年5月22日（水）～令和6年6月28日（金）



☆現況確認届を保育施設へ提出する際には以下の順番で揃えて同封し、利用中の保育施設へ提出してください。

- ①令和6年度現況確認届
- ②「保育を必要とする事由」を証明する書類

※封筒の窓から氏名がわかるように同封して下さい。

4 現況確認届提出に伴う認定変更等について

- ① 現況確認届にて確認された認定変更（例 要件：月64～120時間未満勤務の就労（保育短時間）→月120時間以上勤務の就労（保育標準時間）など）については、一律10月からの認定変更となります。10月以前に認定変更が必要となる方については、保育こども園課へ直接お問い合わせください。

- ② 現況確認届が未提出の方、または要件書類が確認できない方は、保育施設の利用を継続できない場合があります。

※企業主導型保育施設は除きます。

【問い合わせ先】

うるま市役所 保育こども園課
入所給付第1係・入所給付第2係
TEL 098-973-5427



保護者の「保育を必要とする事由」を証明する書類



注意

- 就労証明書等は、作成された日が「令和6年4月1日以降のもの」を有効とします。
- 「令和6年4月1日以降に作成された証明書」をすでに提出したことのある方は、その証明書の提出は不要です。
※【注意】現況確認届の様式は、必ず提出が必要です。
- 児童が複数いる場合は、下の子に原本を添付してください。上の子には原本やコピーの添付は不要です。
- 同居祖父母の「保育を必要とする事由」を証明する書類は提出不要です。
- 保育こども園課窓口へ直接提出も可能です。窓口で提出された際には、園にもご報告をお願いします。
- 申請内容や添付書類に虚偽がある場合は、支給認定の取消しおよび保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収する場合があります。

■次の表を確認のうえ、保護者の状況に応じた書類を1世帯につき1部提出してください。（きょうだい分不要）
※ふたり親の場合は、父の書類1部と母の書類1部が必要です。

事由	提出書類	認定有効期間	保育時間
1. 就労	勤務 就労証明書 ★	3号認定（0歳～2歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の2日前まで〉	・保育短時間 ※1 〈月64～120時間未満の勤務〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の勤務〉
	自営業者 （1）就労証明書 ★ （2）添付書類 営業許可書、開廃業等届出書、 個人事業の開業・廃業等届出書 等のうち1点 ※（2）の書類が提出できない場合は誓約への署名が必要です。	2号認定（3歳～5歳） 〈3歳の誕生日を迎える日の前日から小学校就学前まで〉 ※3号から2号へは自動的に切り替わります。	
2. 疾病・障害	障害 次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	手帳の有効期間まで	保育標準時間
	疾病 診断書 ★ ※病院様式は使用できません。	診断書に記載のある月あたり最低64時間以上の保育軽減が必要な期間	・保育短時間 〈月64～120時間未満の軽減〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の軽減〉
（親族の） 3. 介護・看護	診断書 ★ 及び 看護（介護）状況申告書 ★ ※病院様式は使用できません。		
4. 就学	在学証明書 及び 時間割表の写し ※学校教育法で規定する教育施設に在学 または公共職業能力開発施設に行う職業訓練等。	卒業予定日または修了予定日が属する月末まで	・保育短時間 ※1 〈月64～120時間未満の就学〉 ・保育標準時間 〈月120時間以上の就学〉
5. 妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写し	産前6週前の属する月始め（多胎14週前）から、産後8週後の翌日が属する月末まで	保育標準時間
6. 求職活動	求職状況報告書 ★	90日間が経った月の月末まで ※原則90日を超える継続利用はできません。	保育短時間
7. 育児休業 （在園児のみ）	就労証明書 ★ ※育児期間の記載があるもの。	育休対象児童が2歳を迎える月末まで ※新規申込時に育児休業中の方は、入所決定月の翌月1日までに職場復帰が必要。	保育標準時間 ※令和6年4月より運用開始。
8. みなし育休 ※2 （在園児のみ）	親子健康手帳の出生届済証明のページの写し ※妊娠・出産要件（2号要件）の前に1号として利用していた場合には、みなし育休（2年）を取得することはできません。		
9. 災害復旧	罹災証明書	復旧にあたる期間	保育標準時間

※1 保育短時間では送迎が間に合わない場合、保育標準時間への変更が認められる場合があります。必要な方はご相談ください。

※2（例）育児休業制度を取得していないが、2歳未満の第2子以降を家庭保育している等。

※「★」は指定様式です。利用施設で受け取るか、または右記QRコードからダウンロードできます。

※「就労証明書」の記載方法は、うるま市ホームページからご確認ください。

